

本メールは、当館への「在留届」提出者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者及び当館「メールマガジン」登録者へ配信しています。

今月の主なトピックは、以下のとおりです。

- ・ 当地滞在中の保険の加入について
- ・ 安全の手引きの改訂
- ・ 外務省最新海外安全情報

● 当地滞在中の保険の加入について

当地で短期滞在されている方、当地旅行中の方が事件・事故に巻き込まれ、保険に加入していないことから、高額の医療費等を自己負担しなくてはならないケースが発生しています。ケースバイケースですが、1泊の入院費用で約5000ドルが請求されるケースも珍しくありません。留学、ワーキングホリデー等の査証期間が満了し、滞在資格をビジターに切り替えられた方は、特に保険の有効期間にはご注意ください。

なお、(日本出発前に保険加入の手続きをされていない方も含め)滞在資格がビジターでも当地で加入できる保険がありますので、該当される方は加入をお勧めします。

マニユライフ生命

<https://www.igoinjured.com/Direct/ManulifeGlobal.aspx?ag=KINTMIS&lang=E>

ブルークロス

<https://on.bluecross.ca/>

● 安全の手引きの改訂

以下リンクに本年改訂した「安全の手引き」を掲載いたしました。当地に於ける犯罪情勢、邦人が直面しやすい犯罪、具体的な対策等をまとめていますので、当地在留邦人及び旅行者の防犯対策の一助としてください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji.html

● 外務省最新海外安全情報

以下の地域へ出張・旅行を計画されている方は、ご注意ください。

★ ジャマイカ: 非常事態宣言延長に伴う注意喚起

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C048.html

★中国における鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例の状況（家禽との直接接触は避けてください。）（その25）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C047.html

★サウジアラビア:イエメンの反政府勢力支配地域からのミサイル攻撃に伴う注意喚起(その3)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C046.html

★ジカウイルス感染症に関する注意喚起(WHOの伝播状況カテゴリー変更:ミャンマー他2か国)（その12）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2018C043.html

★ブラジルにおける黄熱の再流行（ブラジルへ渡航する際には黄熱ワクチンの接種をご検討ください。）（その2）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C042.html

●外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録促進について

海外旅行や海外出張される方が、「たびレジ」へ旅行日程・滞在先・連絡先を登録すると、滞在先を管轄する在外公館より、最新の渡航情報や緊急時の情報提供を受けられる海外旅行登録システムです。通常の在留地を離れての旅行や出張の際は是非ご登録ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

●米国 ESTA 申請にかかる詐欺サイトに注意

先日、当地在住の邦人留学生がESTAを申請した際に、詐欺サイトより申請し、約1万円の被害に遭いました。ESTA申請費用は14米ドルです。ESTA公式サイトリンクは以下のとおりですが、駐日米国大使館等のホームページ等からもリンクが張られていますので、信頼できるサイトからアクセスしてください。

（ESTA申請 公式サイトリンク）

<https://esta.cbp.dhs.gov/esta/application.html?execution=e2s1>

●インターネット邦字情報サイト掲示板掲載の賃貸物件にかかる詐欺被害

インターネット邦字情報サイト掲示板に掲載されていたアパートメントに入居を試みた2名の邦人留学生が約7千ドルの詐欺被害に遭っています。インターネット邦字情報サイトの掲示板等の掲載内容は、書き込みが無料・自由である一方、（サイト内の注意書きにもありますが）掲載内容の真偽についてはサイト側としては責任を負わず、掲載内容の信憑性の確認作業は自己責任となっています。

については、インターネット掲示板の運用上、今後も同様の被害が発生する可能性もあります

ので、これら掲示板サイトから高額な支払い等をされる際は、事前に相手側が信頼のおける者（もしくは会社）か等、十分に注意願います。

●領事出張サービスのお知らせ

- ★ 4月12日（木）10時から12時、トロント、JCCC
- ★ 5月10日（木）10時から12時、トロント、JCCC
- ★ 6月14日（木）10時から12時、トロント、JCCC
- ★ 7月12日（木）10時から12時、トロント、JCCC

8月以降については、以下をご参照ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-1.html

●当館休館日のお知らせ（土曜日及び日曜日に加え、5月21日は休館日です。それ以降の2018日の休館日については、以下をご参照ください。）

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html

●在外選挙人証の登録はお済みですか？

海外で実施される国政選挙（衆議院小選挙区・比例代表選出議員選挙、参議院選挙区・比例代表選出議員選挙と、それらの補欠選挙及び再選挙）にて投票を行うには、当館で申請を行い、在外選挙人証を取得する必要があります（お手元に届くまでに数ヶ月を要します）。

なお、既に在外選挙人証をお持ちの方が、日本に一時帰国した際、区役所に転入届の手続きをされ、再び海外に転出した場合には、在外選挙人名簿から抹消されるため、お持ちの在外選挙人証は無効になり、再度登録し直す必要が生じますのでご注意ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-3.html

●各種イベント情報

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_en/b_000030.html

■ 本メールは、帰国・転出等の理由により在留届を抹消された際、たびレジ登録期間が終了した際に配信が停止されます。

■ 本メールは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに、お知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか、所定の用紙をダウンロード

後、FAXで416-367-9392までご送付ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-2.html

●在トロント日本総領事館Facebook

当館が支援するイベントや日本に関する情報などをFacebookを通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えできますので、是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/JapanConsToronto/>

●在トロント日本国総領事館ホームページ

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【帰国・転出による配信停止】

★在トロント日本国総領事館メールマガジンにご登録の方で帰国・転出による配信停止をご希望の方は停止理由（(例) ●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上、ryoji@to.mofa.go.jpまでご連絡願います。